佐賀県遺贈 活用 相談センター

～自分が暮らすまち・育ったまちに「ありがとう」の気持ちを込めて～

ご自身の意志を反映させた使い方ができる遺産寄付。

昨今、高齢化や社会貢献意識の高まりを受け、遺産を地域のために活かしてほしいという声やニーズがますます高まってきています。少子高齢化社会が進む中、また地域課題が多種多様になる中、それらの声に応え、遺産を地域資源として活用していく新しい仕組みが求められています。当センターは、『遺産を地域のために提供したい、寄付したい、活用してほしい』という大切な遺産を、地域のＮＰＯや市民活動団体へとつなぎ、活用していくための相談窓口です。

専門家と連携し、ご相談に対応いたします。

遺産・相続財産を寄付する場合には、税金や法律での悩みや心配事の解決や、寄付の手続きも必要になってきます。当センターでは、税務や法務等のプロと適切に連携し、対応いたしますのでご安心下さい。

※ここで言う遺産の活用とは、ご自身の財産の生前贈与や遺言による贈与、相続財産の活用を言い、現金だけではなく、土地建物などの不動産も含みます。

連携先

弁護士・税理士・司法書士・不動産鑑定士・ファイナンシャルプランナーなど

佐賀県遺贈 活用 相談センター

～遺贈（遺言による寄付）のご案内～

お気軽にご相談ください

0952-26-2228

※相談受付　9:00～18:00　土日、祝祭日を除く

●毎月第2土曜日に無料相談（要予約にて約30分間）　●講演会・研修会・相談会などのご依頼も募集中！

このような方は
ぜひ当センターをご活用下さい

故人の遺産について

故人の意志を反映して、相続財産を地域のために活用してほしい。

ご自身の遺産について

暮らしてきた街のために、遺産を目に見える形で寄付したい。生きている間に！
土地建物の遺産の行き場がなく困っている。地域に使ってもらえるように遺したい。
遺産を残す相手がいない。遺言書の書き方や自分の思いにかなう寄付先がわからない。

税理士として…司法書士として

お客さまからの希望に応えるため、適切な寄付先や遺産・相続財産の活用方法を探している。

相続税対策として

相続した財産を寄付することで相続税対策をしたい。

遺産の活用例

「地雷をなくしたい」という思いから相続財産を寄付

元々関心のあった「地雷撲滅」のために相続した財産（現金）を寄付したいと、相続税が非課税になることを前提に、寄付先を探していました。そこで出会ったのが「カンボジア地雷埋設地域村落開発プロジェクトでした。」

センターでは、このように税制面でのメリットを受けられます。またご感心や意志に応えられる具体的な寄付先を提案することが可能です。

土地や建物の遺産寄付や提供による地域貢献も可能

土地や建物の資産をお持ちの方の中には、「相続人が遠方に住んでおり管理できない」、「売るくらいなら、まちのために使ってほしいが、寄付先や提供先が分からない」「行政への土地・建物の寄付は受け付けてもらえない」そのような悩みをお持ちの方が少なからずいらっしゃいます。

物件によりますが、ご本人の税制面での負担や不利益はなく、佐賀未来創造基金等で土地建物の遺産を活用していくことが可能です。

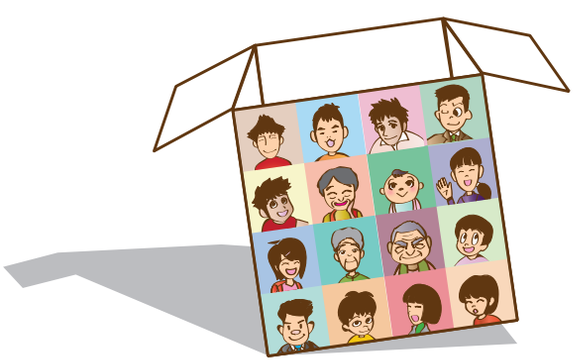

市民だからこそ可能な
活用方法がたくさんあります！

運営：公益財団法人佐賀未来創造基金

２０１３年に３００万円を超える市民からの寄付で設立した公益財団法人です。市民・企業、また遺産・相続財産からの寄付を佐賀のＮＰＯ・市民活動に届けることで、暮らしやすい豊かな地域社会づくりに取り組んでいます。

公益財団法人
佐賀未来創造基金
http://saga-mirai.jp/

所在地：〒840-0813　佐賀市唐人二丁目 5-12 TOJIN 茶屋 3F　TEL:0952-26-2228　FAX:0952-37-7193